平成２９年（フ）第１４３号
熊本市中央区出水３丁目２番５号　101、前住所熊本市中央区新大江１丁目21番16―401号
債務者　徳本　弘明
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４号
宮崎県延岡市昭和町３丁目25番地１　ハイツ湯地　201
債務者　猿渡　達也
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５０号
宮崎県日向市美々津町3454番地２
債務者　沼口　英臣
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５２号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目２番10―102号　コーポ山本
債務者　佐藤　大作
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目20番12号　ユーロハイツ202号
債務者　安山　佐織
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２２号
金沢市上荒屋２丁目39番地１
債務者　上田　好洋
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６号
福井県敦賀市古田刈69号1804番地　シャン・ド・フルール103号室
債務者　上山　智昭
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第７１号
兵庫県川西市東畦野３丁目20番10―204号
債務者　松村　誠治
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1441号
債務者　完島　千景
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1441号、前住所神戸市中央区雲井通４丁目１番27―306号
債務者　小川　千晶
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３２号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目３番31号　キューブ東武庫之荘Ⅱ　201号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目13番１―305号
債務者　田中　道恵
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２号
広島県江田島市江田島町切串１丁目13番19号
債務者　丸子　美穂
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第３８号
山口県宇部市大字妻崎開作1867番地６ヴァンベール・キャンディ101号
債務者　中島　美恵
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２８５号
神戸市東灘区本庄町２丁目６番２―501号
債務者　荒川　　圭
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４号
佐賀県唐津市二タ子３丁目９番３―302号　二タ子市営住宅
債務者　網田　美栄
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３１号
佐賀県唐津市見借4749番地１　グループホーム希望
債務者　木村　友美
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３４０号
愛知県あま市七宝町下田江東本町７　フレグランス七宝２番館303号、住民票上の住所愛知県高浜市芳川町４丁目２番地28
債務者　早稲田美鈴
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６８号
名古屋市南区中割町１丁目35番地の２　なごやの家中割東311号
債務者　城山　和男
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部